

新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

診調組 D-1 参考
25.12.9

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

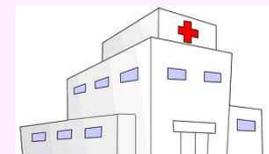
- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

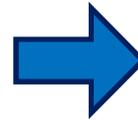
- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行日:平成25年4月13日

指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

- **指定公共機関** (法第2条第6号)
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- **指定地方公共機関** (法第2条第7号)
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの
- **義務等**
 - ① **責務** (法第3条第5項、6項)
 - ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
 - ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。
 - ② **業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表**
(法第9条)
 - ③ **業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検** (法第10条)
 - ④ **政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ)** (法第20条第1項、法第33条第1項)
都道府県対策本部長による総合調整、指示 (法第24条第1項、法第33条第2項)
※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。
「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。
 - ⑤ **国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる** (法第27条)

○ 指定地方公共機関の指定に係る留意事項について(平成25年5月20日付け閣副第277号内閣審議官通知)

- ① 感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関(特定、第一種、第二種)
- ② 重症患者の治療が特に重要であるという観点から、相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている医療機関

※ 感染症指定医療機関以外の医療機関であっても、飛沫及び飛沫接触による感染が中心となると推測される場合には、陰圧装置つきの感染症専用ベッドを不可欠とするものではないから、当該地域における新型インフルエンザ等医療における重要性の程度を踏まえ、指定地方公共機関として指定することが適当。

※ 指定(地方)公共機関は、国、地方公共団体以外の法人を指定するものであり、国又は地方公共団体の開設する医療機関は対象外である。また、国において指定公共機関に指定している独立行政法人、日本赤十字社の地方病院は指定地方公共機関の対象外である。

指定公共機関・指定地方公共機関の指定状況

○ 指定公共機関(医療機関)

- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 独立行政法人国立国際医療研究センター
- ・ 日本赤十字社

○ 指定地方公共機関

- ・ 随時、都道府県知事が指定する予定